

### 第3号議案

#### 容量市場の運用に関する通知文書を受けた対応について

(案)

別紙のとおり、2020年6月16日付で、資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長より、容量市場の運用と供給計画との関係について、通知を受けた。

本通知文に従い、7月のメインオークションの開催について必要な体制を整えて対応する。

(通知文の内容)

- ①本年7月にメインオークションの実施が予定されている容量市場の募集要綱中「落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。」の記載について、4年後の安定供給に必要となる供給力・調整力を確実に確保するという容量市場の制度趣旨に鑑み、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除き、一定期間内（契約手続期限（本年10月末）の段階まで）に供給計画に計上できる見込みがない電源について、メインオークションにおいて、入札・落札対象としないことが適当であること
- ②この考えに沿って遅滞なく適切に制度を運用し、該当すると考えられる電源がある場合は、電力供給室まで速やかに相談されたいこと

以上

#### 【添付資料】

別紙：通知文「容量市場の運用と供給計画との関係について」

(別紙)

令和2年6月16日

電力広域的運営推進機関  
都築 直史 事務局長

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
電力供給室長 森本 将史

### 容量市場の運用と供給計画との関係について

容量市場については、本年7月にメインオークションの実施が予定されており、その募集要綱の中で、「落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。」とされているところであるが、4年後の安定供給に必要となる供給力・調整力を確実に確保するという容量市場の制度趣旨に鑑み、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除き、一定期間内（契約手続期限（本年10月末）の段階まで）に供給計画に計上できる見込みがない電源については、メインオークションにおいて、入札・落札対象としないことが適当である。

このような考え方に沿って、遅滞なく適切に制度を運用されたい。また、該当すると考えられる電源がある場合は、当室まで速やかに相談されたい。